

わたしたちの上下水道

第18号

山口市上下水道局 広報紙 2014.6.1号



第55回水道週間協賛展覧募集特選 藤原 葉央さん(足利市立御厨小学校2年)

水道週間

平成26年6月1日(日)～6月7日(土)

おいしいな
だいじなお水
ごくごくり



厚生労働省・都道府県・市町村・水道事業者・(公社)日本水道協会・全国簡易水道協議会

出展 (公社) 日本水道協会



「アクアくん」

山口市水道イメージキャラクター



「水輝ペン太」

山口市下水道イメージキャラクター

水道週間とは

広報活動などを通じ、水道に対する理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展に資することを目的とし、厚生労働省の提唱により、創設されています。

もくじ

- 水道週間について..... 1
- 平成26年度水道事業会計予算及び公共下水道事業会計予算について..... 2
- 悪質な訪問販売にご注意ください！..... 3
- 水道水は安心・安全です！..... 3
- 阿東簡易水道事業について..... 3
- 合併処理浄化槽の設置に関する補助制度について..... 4
- 下水道のことについてお答えします..... 5
- 水道料金・下水道使用料に関する消費税法改正に伴う新税率（8%）の適用について..... 6
- 上下水道局へのお問い合わせ先..... 6

お問い合わせ先く電話番号は最終ページです>

【市内北部地域にお住まいの方は】

徳地地域及び大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、平川、吉敷、大歳地区の方は
⇒ 上下水道局宮島庁舎の各担当が窓口です。

【市内南部地域にお住まいの方は】

小郡、秋穂、阿知須地域及び陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山地区の方は
⇒ 小郡総合支所内の各担当が窓口です。

【阿東地域にお住まいの方】

⇒ 阿東簡易水道事務所が窓口です。

平成26年度水道事業会計予算及び 公共下水道事業会計予算について

水道事業会計及び公共下水道事業会計は、それぞれ「収益的収入及び支出」と「資本的収入及び支出」に分けて予算計上しています。なお、平成26年度から新会計基準に基づいて予算編成を行っています。

「収益的収入及び支出」

料金収入や施設の維持管理費などの営業活動に要する経費を計上しており、この収支の差し引きがいわゆる黒字・赤字となります。減価償却費などの現金の支出を伴わない経費を含んでいます。

「資本的収入及び支出」

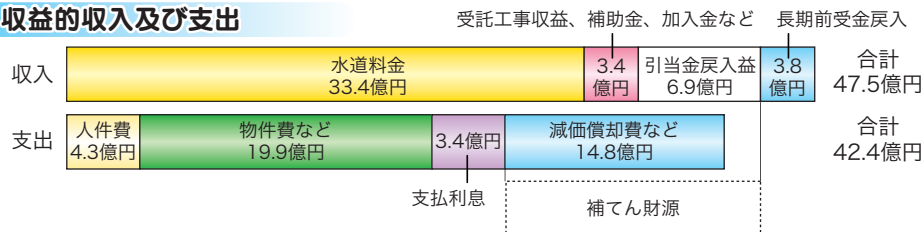
施設の建設改良費や借入金返済と、その財源を計上しており、現金支出を伴う経費のみで構成されています。施設の建設改良費は、後年度に減価償却費として収益的支出に計上され、後年度の黒字・赤字に影響を与えます。なお、資本的収支の不足分については、補てん財源（収益的収入のうち減価償却費などの現金を伴わない支出に対する額や利益など）で補てんします。

※減価償却費…資産の取得に要した支出を耐用年数にわたって費用配分したもの
長期前受金戻入…資産の取得に充当された財源相当額を減価償却に応じて収益化したもの

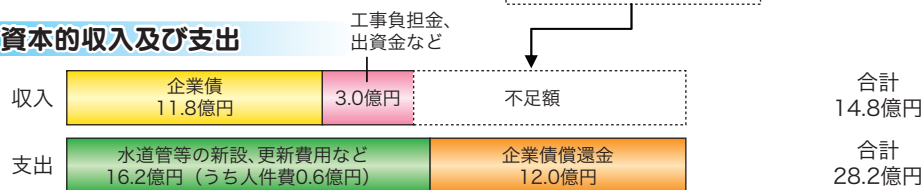
◎水道事業会計

水道事業会計の収益的収入及び支出については、収入4,747,986千円、支出4,243,856千円、資本的収入及び支出については、収入1,480,278千円、支出2,817,569千円をそれぞれ計上しています。

収益的収入及び支出



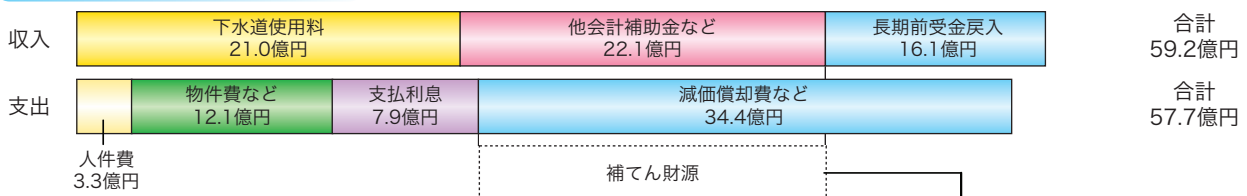
資本的収入及び支出



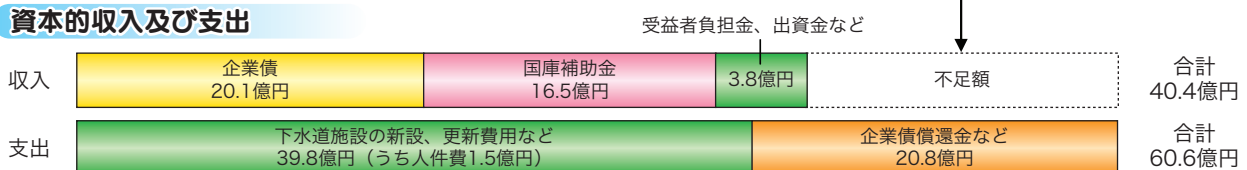
◎公共下水道事業会計

公共下水道事業会計の収益的収入及び支出については、収入5,916,332千円、支出5,772,329千円、資本的収入及び支出については、収入4,038,041千円、支出6,061,594千円をそれぞれ計上しています。

収益的収入及び支出



資本的収入及び支出



お問い合わせ先 上下水道総務課経営財務担当 ☎083-933-6675

悪質な訪問販売にご注意ください!

上下水道局職員を装ったり、上下水道局から依頼されたなどと偽って家庭を訪問し、言葉巧みに高額な浄水器・整水器・活水器の販売や給水管清掃の契約を迫ったりするような悪質な事例が全国的に増えています。

上下水道局では、浄水器などの推奨・販売、給水管清掃などの推奨は一切おこなっていません。

不審な業者が訪問した場合は、身分証明書の提示を求めするなど、充分ご注意ください。

浄水器などの訪問販売や給水管清掃の場合は、クーリング・オフの対象となる場合がありますので、不審に思われた際は『市消費生活センター ☎083-934-7171』にご相談ください。

また、ホームセンターや家電量販店などで購入された浄水器については、取扱説明書をよくお読みいただき、適切に管理されるようお勧めします。



お問い合わせ先

北部：水道整備課給水担当 ☎083-933-6670

南部：水道整備課水道業務担当 ☎083-973-8184

水道水は安心・安全です!

むかし昔の子供たち、暑い日に外から帰ったら水道の蛇口から直接水を飲んでいました。もちろん今でも、蛇口の水はそのままお飲みいただけます。

上下水道局では、定期的に水道水の水質検査を実施しており、水道水は水道法で定められた水質基準などを満たしていますので、安心してご使用ください。

水道水には病原性細菌などを消毒するために微量の塩素が含まれていますが、人体には影響ありません。塩素は煮沸する、浄水器を利用するなどの方法で除去することができますが、塩素が含まれない状態では雑菌が繁殖しやすくなりますので、早くお使いいただくなどの注意が必要です。

また、塩素臭の軽減にはよく冷やしていただくことも効果的です。



水道水の水質に関するお問い合わせ先

水道施設課水質管理担当 ☎083-922-0311

阿東簡易水道事業について

旧阿東町地域では8つの区域において実施されていた簡易水道事業（嘉年、徳佐、篠生、赤松、生雲、長門峽、吉部野、篠目）を継承して阿東簡易水道事業を実施しています。

簡易水道事業とは水道法第3条第3項に定めのある給水人口が一定数以下である水道により、水を供給する水道事業のことをいいます。

阿東簡易水道事務所の所在地：山口市阿東徳佐中3417番地2

・給水区域内人口	6,082人	・現在給水人口	5,310人
・給水区域内普及率	87.3%	・年間総配水量	740,034m ³
・配水管総延長	207,408m		
・浄水池数	10池	・配水池数	18池



簡易水道に関するお問い合わせ先

阿東簡易水道事務所 ☎083-956-0981

合併処理浄化槽の設置に関する補助制度について

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成26年度から制度を拡充し、合併処理浄化槽を設置される場合に費用の補助を行っています。

1. 補助の対象

- (1) 合併処理浄化槽を設置される場合
- (2) 合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去される場合



2. 補助の対象地域

- (1) 公共下水道事業計画認可区域以外の地域で次の3つの区域を除く地域です。
 - ア 農業集落排水処理施設による処理区域及び処理予定区域
 - イ 漁業集落排水処理施設による処理区域及び処理予定区域
 - ウ 地域し尿処理施設その他の生活排水処理施設の処理区域及び処理予定区域
- (2) そのほか公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域内で、毎年4月1日から起算して3年以内に公共下水道の整備が見込めない地域（専用住宅を新築される場合を除きます。）です。

3. 補助の対象となる合併処理浄化槽

自己の居住の用に供する専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽です。
なお、浄化槽の処理対象人員については、実情に応じた緩和措置を行っています。緩和措置の具体的な内容については『市開発指導課☎083-934-2847』までお問い合わせください。

4. 補助金の額

- (1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用に対して、次表に掲げる区分に定める額を限度として補助します。

人槽区分	補助限度額
5人槽	382,000円
6人槽から7人槽まで	464,000円
8人槽から10人槽まで	598,000円

- (2) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に要する費用に相当する額を補助します。

補助限度額 90,000円

- (3) くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に要する費用に相当する額を補助します（補助対象区域が決められています。）。

補助限度額 50,000円

5. ご利用にあたっては

合併処理浄化槽の設置に関する補助制度を利用される際には、所定の要件を満たす必要がありますので、事前に上下水道局の下記担当課や工事を依頼される予定の浄化槽施工業者にお問い合わせください。

お問い合わせ先

北部：下水道普及課管理水洗化担当

☎083-933-6691

南部：下水道普及課下水道業務第二担当

☎083-973-2349

阿東：阿東簡易水道事務所

☎083-956-0981





下水道のことについてお答えします

Q：水洗トイレにしたいけど、下水道にいつ頃つなげるようになるの？

A：お住まいの地域が下水道を整備する計画区域内であるかどうかは、下水道整備課にお問い合わせいただくか、下記のとおり、市ホームページに今後3年以内の整備計画を掲載していますのでご確認ください。

なお、下水道を整備する計画区域及び農業・漁業集落排水事業により整備された区域以外の方は、生活雑排水の処理は、合併処理浄化槽などの設置により行っていただくこととなります。



◇ホームページでの確認方法◇

市ホームページ内の【くらしの情報】→【下水道】→【下水道の工事】→【山口市公共下水道事業 計画区域図】の関連書類に各処理区の下水道整備計画図で確認することが出来ます。

Q：下水道工事は、どうして時間がかかるの？

A：下水道管を埋設する道路には、すでに水道管やガス管などが埋設されていることが多く、これらの埋設管を仮設・移設しなければ、下水道管を埋設するスペースがありません。よって、下水道工事の際には、水道管やガス管の移設工事もあわせて行うため、工事期間が長くなります。

工事期間中は、周辺にお住まいの方や通行される方にご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いします。

Q：下水道管に流れている汚水は、どのようにして処理場にたどり着くの？

A：下水道管には傾斜がつけてあり、汚水はその高低差を利用して流れていく仕組みとなっています（高低差を利用して汚水を流す方式を自然流下方式と呼びます。）。

なお、自然流下方式の下水道管は徐々に地中深くに潜ることから、途中に設置する中継ポンプ場やポンプ設備であるマンホールポンプで流れてくる汚水を汲み上げて、再び自然流下により処理場まで流れていきます。



お問い合わせ先

下水道整備に関すること	下水道整備課管理計画担当	☎083-933-6692
下水道管の維持管理に関すること	下水道普及課下水道業務第一担当	☎083-933-6671
下水道処理施設のこと	下水道施設課	☎083-925-8469

水道料金・下水道使用料に関する消費税法改正に伴う 新税率（8％）の適用について

消費税法改正に伴い、水道料金・下水道使用料などに係る消費税率には、使用開始時及び検針月ごとに次とおり経過措置があります。

- ◇ 平成26年3月31日以前に使用を開始され、偶数月が検針の方は、平成26年6月検針分の料金・使用料から新税率が適用されます。
- ◇ 平成26年3月31日以前に使用を開始され、奇数月が検針の方は、平成26年7月検針分の料金・使用料から新税率が適用されます。
- ◇ 平成26年4月1日以降に使用を開始された方は、検針の時期にかかわらず料金・使用料には新税率が適用されます。



お問い合わせ先

上下水道総務課料金管理対策室 ☎083-933-6697

上下水道局へのお問い合わせ先

業 務 内 容	北部地域 徳地地域及び大殿・白石・湯田・仁保・小鯖・大内・宮野・平川・吉敷・大蔵地区		南部地域 小郡・秋穂・阿知須地域及び陶・鑄銭司名田島・秋穂二島・嘉川・佐山地区	
	水道料金・公共下水道使用料や使用水量のことなど	上下水道料金センター (083-933-6664/6665)		上下水道料金センター小郡出張所 (083-973-6332)
引越しに伴う手続きのことなど				
休日・夜間受付	上下水道料金センター (083-933-6664/6665)			
農業・漁業集落排水使用料のことなど	上下水道総務課料金管理対策室 (083-933-6697)			
水道の断水・水道管の工事・計画のことなど	水道整備課	水道建設担当 (083-933-6672/6673)		水道業務担当 (083-973-8184)
給水装置指定工事店のことなど		給水担当 (083-933-6670)		
濁り水が出る時など				
簡易専用水道の設置、変更、廃止のことなど				
道路からの漏水のことなど	漏水対策担当 (083-933-6670)			
水道水の水質のことなど	水道施設課水質管理担当 (083-922-0311)			
下水道の計画・地上権のことなど	下水道整備課	管理計画担当 (083-933-6692)		
下水道の受益者負担金のことなど				
下水道管の工事のことなど		下水道建設第一担当 (083-933-6694/6695)	下水道建設第二担当 (083-973-2349)	
マンホールの不具合のことなど	下水道普及課	下水道業務第一担当 (083-933-6671)		下水道業務第二担当 (083-973-2349)
合併処理浄化槽設置補助のことなど		管理水洗化担当 (083-933-6691)		
合併処理浄化槽の設置、変更、廃止のことなど		管理水洗化担当 (083-933-6691)		
排水設備指定工事店のことなど				
下水道処理施設のことなど	下水道施設課施設担当 (083-925-8469)			
阿東地域の水道のこと 阿東地域の合併処理浄化槽設置補助のことなど	阿東簡易水道事務所 (083-956-0981)			



※阿知須地域の下水道に関することは『宇部・阿知須公共下水道組合 (☎0836-65-5222)』までお問い合わせください。
 ※上下水道局では『上下水道料金センター』を開設し、検針、窓口、徴収などの業務を第一環境・山口内山電機共同企業体へ委託しています。

発行編集 山口市上下水道局上下水道総務課総務担当

〒753-0043 山口市宮島町7番1号 ☎083-933-6663/FAX083-932-0810 e-mail: suido@city.yamaguchi.lg.jp